

第四十六回
国会

参議院文教委員会會議録第二十八号

昭和三十九年五月十九日(火曜日)

午前十時四十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中野 文門君
理事 北畠 教真君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
小林 武君

委員

木村篤太郎君
齊藤 昇君
中上川アキ君
野本 品吉君
秋山 長造君
加瀬 完君
米田 勲君

文部大臣 灘尾 弘吉君
政府委員 外務省情報局長 曾野 明君
文部政務次官 八木 徹雄君
文部大臣官房長 蒲生 芳郎君
文部省初等中等教育局長 福田 繁君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

国立教育会館法案(内閣提出、衆議院送付)

教育、文化及び學術に関する調査(千葉大学の留学生に関する件)

○委員長(中野文門君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

国立教育会館法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○加瀬完君 いままで質問に対していろいろ文部省等からお答えをいただいたわけですが、ここで次の質問をする前に、いただきましたお答えの中で、はっきりしていただきた点がございますので、それらについて二、三伺いをいたします。

第一点は、教育会館は研修施設の提供者ではあるけれども、ここで、いわゆる任命権者の研修のごときをやる権限というものは持たせておられない、こう解釈してよろしゅうございませうか。以下の質問はぜひ大臣にお答えをいただきたいと存じます。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 任命権者がいわゆる研修の権限を持っておりますが、そういう立場とは違っております。うのであります。ただ、この教育会館などのように、研修する、何と申しましか、権利能力とでも申しますか、そういうふうなものを与えようとしたしておるわけでございます。

○加瀬完君 研修の権利能力というものを与えようとしておるのですか。この間までのお答えは、いわゆるそういう意味の研修というものをここでできることではないんだというお答えでありましたので、その御確認をいただきたいのです。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 任命権者が、任命権者として研修をするということとは別の問題でございます。国立教育会館で研修ということができると、こういうことを規定しておるわけでございます。

○加瀬完君 研修ではございませんで、いわゆる研究会あるいはまた講習会等を主催をするという文部省設置法の八条の十三号を同じような性格のものだと、この間からのお話は、御答弁されたと思いますが、そうでしょうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 第二点は、文部省は教育会館を通じて、いまだで文部省として行なわなかつた教職員に対する思想教育等をしようとする意図は全くない、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) いわゆる思想教育というふうなものをここでやるつもりはございません。

○加瀬完君 第三点は、教育会館で行なう研究集会や講習会等は、語学の練習や視聴覚教育などがおもなるものであつて、特に教養講座だけが重視をされて、ここで教師のものの見方や考え方を養つていく、そういう方向で運営するものではないと解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) それほど大がかりなことを、この会館でわれわれ期待いたしておるわけじゃございませう。現教育基本法の範囲外にわたるようなことを、ここでもしやるとうたしますれば、監督権者として、この点は十分注意しなきゃならぬ。そのようにひとつお考えいただきたいと思ひます。

○加瀬完君 したがって、教育会館は、二十条第一項第一号が主目的であつて、二号を主目的とするような考えはないと解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 今回のこの教育会館をつくるという考えが出發したしたもので、いわゆる一条の目的を達成したい、こういうことから出發したわけでございますので、われわれの考えをいたしましては、一号を主目的としておる、このように考えております。

○加瀬完君 それならば、二十条一項二号の研究や講習の主催権、または資質の向上のため必要な業務という項も、あくまでも教育会館の事業として、補充的なものであつて、この内容については、特に文部省がきびしいワクをはめて、すなわち、教育会館という機関を通して文部省の意図をここで実現させる、そういう性格のものではないと解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) そのとおりでございます。もし文部省が特に意図を持つておるとすれば直接やります。

○加瀬完君 直接やれるかやれないかの問題はあとに残りますが、本題ではございませうので質問を先に進めます。そういうことでございませうと、国立

立競技場と同様、大きく教育関係者の資質向上、教育の振興のための必要な業務といったものであつても差しつかえないわけですね。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 先般来申し上げておりますようなことが、この教育会館においてできるということをお認めいただきますならば、表現はおつしやるのとおりでございます。

○加瀬完君 そうなりますと、当然、研究会や講習会がここで開かれるという項目といったようなことは、教育会館側の自主性にゆだねられる問題であつて、文部省がワクをはめたり、干渉したりするということとは行なわれな

いし、そういうものではないと了解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) いかなることを具体的にやるかということとは、これは会館において定めるべきことではないと存じます。文部省がいたしましては、監督権者としての立場において、必要があれば、その監督権を行使するだけのことでございます。自主的に考えて

つけようでございます。

○加瀬完君 そうすると、講師等の決定は、教育会館側が選んだ者を文部省はこれを承認するといひますか、許容するといふことであつて、文部省で選定された講師についてまで取捨選別のようなことは行なわれなと解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 一々そう

いったところまで干渉がましいことをしように思っておりません。もし御相談でもあれば御相談に乗ります。

○加瀬完君 一応、会館自体の運営というものの文部省の御態度というものはわかりました。このお答えの限りにおきましては、われわれがいろいろ杞憂したような点もいささかぬぐわれてきた感じがするのでございますが、もう一つの問題点は、会館を使用させることもあると思うわけでございまして、使用についての制限というものが、もし設けられるといたしますと、これは使用制限ということから、会館の方向というものが一応色づけられるということもあり得るわけでございまして、その点も伺いますが、二十条の会館施設の運営の基準はどういうものでございませうか、これは大臣でなくてもけっこうです。

○政府委員(福田繁君) 国立教育会館その第一条におきまして、「研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もって教育の振興に寄与することを目的とする。」ということが明記されております。したがって、最終局において、教育の振興に寄与することを目的とした諸事業を行なうわけでございまして、したがって、他にこれを利用してもらうというような場合におきましても、当然その教育会館の設置された目的というもののものにおきまして使用させるということにならうと思ひます。使用制限という趣旨からこれを運営されるべきである、かように考えております。

○加瀬完君 これは国立競技場にならったということがたびたび御説明の中に出てきているわけでございまして、国立競技場における施設の提供というものと、この教育会館法における第二十条の業務の中における内容というものは、必ずしも同様には解釈できない点がございます。二十条では、この施設を他に提供するという点が国立競技場のように明瞭ではございません。ですから、施設を提供するというお話は承っておりますけれども、その運営をするという自体は、みずから講習会や研究会をさせるということが主であつて、他の講習会、研究会等に場所として提供をする、あるいは施設を提供するということは、どれだけ重点に考えられているのかどうか、この点が明瞭ではございませんので、重ねて伺いますが、使用することが主であつて、使用させることは従つてということになりますか。

○政府委員(福田繁君) その点につきましては、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、二十条の一項の一号、これが教育会館としては業務の主目的だということに申し上げたわけでございまして、この一号に書いてありますように、「研修施設を設置し、及び運営する。」ことについては、他に使用してもらうという、いわゆる貸すという場合も運営の中に含むと考えております。したがって、国立競技場の場合におきましても、国立競技場の十八条に書いておりますように、「その設置する体育施設及び附属施設を運営すること。」という、そういう条項がございますが、その中で、競技場の施設を他に貸すという場合も運営の方法として規定しているわけでございまして、その点において区別はないと私は考えているわけでござい

ここに取上げられても、教育会館として好ましい学者と、あるいは好ましくない学者というものが、現実の上では講師選定の上に出てくるのじゃないかと思ひます。研究団体でも、民主的な、いろいろ組織された学会とか、教育研究会とか、そういう団体の中でも、教育会館を使用したいということであれば、いずれの団体であらうとも、使用の便に供し得る条件であれば貸をするということではなくて、これは好ましい団体だと、だから大いに提供して、これは好ましい団体ではないから貸与を断ろうというようなことが教育会館自体の運営として行なわれるということであつては、これは国費をもつてつくられた特殊法人でございまして、しかも、教育の研究や講習のための施設でございまして、政治的偏向というものが宗教的偏向というものは持つべきははずのものではないわけでございまして、しかし、これ自体、教育会館にまかせておけば、教育会館としては教育会館の評議員会なりあるいは理事なり、館長なりの考え方で左右されないとは限らない。しかし監督権は文部省にあるわけですから、いま文部省として、いわゆる団体でも、それが教育関係者の団体か、社会教育といったようなものを含めて広く教育関係者の団体の研究のため、あるいは講習のため、こういうことであり、目的が資質の向上のためということであれば貸与すると考えてよろしいかどうか。

○政府委員(福田繁君) そのとおりには貸さないかと貸すかという区別をすべきじゃなくて、その団体の事業そのものが教育の振興にとつてプラスになるかどうかということを考えるべきでありまして、お説のように私もこの会館が運用されるべきものだと考えております。

○加瀬完君 世上の取りざたは、この国立教育会館は日教組の全国の研究集会に対して、別の全国的な研究集会をこの会場に持つて対抗するためのものだといわれている一面もございまして、そこで、具体的に伺いますが、かりに、日教組であつても、日教組関係の団体であつても、資質の向上、あるいはまたこの施設を応用して視聴覚の教育、あるいは語学の講習といったようなもので会館使用というものを願ひ出された場合は、原則として許可しないということはありませんか。

○政府委員(福田繁君) そのとおりだと思ひます。個々の事業の内容について十分検討してこれを貸す、貸さないをきめるべき問題だと考えております。

○加瀬完君 そうすると、個々の事業の内容というものは、この目的なり、あるいは業務なりに定められておるようなことに合致するかいなかというところであつて、この主権をする団体の性格なり、団体の内容なりということを外側から推測をして、好ましい団体じゃないからだめである、好ましい団体だからよろしいというふうな判断はないということでございますか。

○政府委員(福田繁君) そのとおりには考えております。

○加瀬完君 次に、いまの問題はわかりましたので、次の問をまたはつきりさせていたきたいと思います。教育

委員会法が地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのにならざるに、当時の文部大臣は清瀬さんでございまして、で、清瀬さんは、その提案説明の中ではございせんが、その法律についてのいろいろ質疑の中で、教育の内容について国は監督権を持たなくては行けない、この監督権を持つために教育委員会法の改正が必要なんだという御説明がございまして。文部省は、いまでも直接の監督権がないから資質の向上が思うようにいかないというお考えでございすか。これは大臣に伺います。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 直接の監督権の有無にかかわらず、私は資質の向上という問題については文部省としても努力すべきだと考えております。

○加瀬完君 国の監督権は必要だ、国の監督権がなければ教師の資質は向上しないというお考えのように清瀬さんの御説明があったわけでございすか、ただいま文部大臣はやはり同意見でございすか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 監督権という意味がよくわからないのであります、私は別にその関係においては現行法について特別な考え方をいたしておりませんし、現行法のもとにおきまして教師の資質の向上をはかってまいりたいと、このように考えております。

○加瀬完君 しかし、文部省は教師の資質自体に問題を感じると言いますか、不足を感じ、あるいは研修対策と言いますか、研修対策そのものが完全でないということは、これは今度の国立教育会館法案の前後における御説明でもよくわかります。そこで、研修責

任にあります任命権者の研修対策というものがどこか欠けているとはお考えになりませんか、現在で。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 文部省としては、先般お答え申し上げておりますように、文部省が行なうものはいわゆる連絡なり援助であるという性格のものとして行なっておるわけでありまして、したがって、その意味におきましては、文部省がそういうことをする必要がないというふうな事態でないことはわれわれとしては認めざるを得ない、やはりお手伝いをし、援助をする必要がある、このように考えております。

○加瀬完君 そういうことではなくて、現在の任命権者による研修の状態というものを聞いてみると、あれでは研修というものはどうも不完全だというようにはお考えになりませんか。これは初中局長でもけっこうです。

○政府委員(福田繁君) もちろん地方公務員法あるいは教育公務員特例法等におきまして任命権者が研修を行なうことが規定されております。その規定の趣旨に従いましていろいろ地方の任命権者におきましても計画は実施されております。しかしながら、一般的に考えまして、ただ任命権者が行なう研修、講習等だけではなくて、各種の団体等が行なっているのが実情でございす。そういう意味におきまして、やはり任命権者の研修だけではなくして、いろいろな方面で行ないますそれらの研修等によって、教職員の資質の向上ははかられるというのが現在の実態でございまして、したがって、私どもとしては任命権者だけでなく、国の機関もあるいは一般の団体等

におきまして、よりよき研修等を実施いたしまして、資質の向上をはかっていくということが望ましいというように考えておるわけでございす。

○加瀬完君 何と言いますか、そう防護網みたいなものを張らなくてもけっこうなんです、きょうはそんなややこしいことは聞きませんから。現実において地方教育委員会あるいは都道府県の教育委員会における研修というものは、地域の教育の問題というものを解決するような効果的な効率的な運営にはなっていないというようにはお考えになりませんか。

○政府委員(福田繁君) 必ずしもそうは考えないわけでございまして、やはり地方の教育委員会などが行ないます研修につきましても、地域の事情に応じて、それぞれ相当な効果をあげているものもたくさんあると思ひます。そういう問題、私どもはその研修自体を高く評価いたしておりますけれども、それだけで全体が十分かどうかという、これは必ずしも十分ではないというように考えるわけでございす。

○加瀬完君 効果をあげておいて十分なら、何も教育会館なんてむだなものをつくる必要はない。効果が万全ではなく、さらにこういう施設をつくったほうがよりプラスであるという問題がありすから、教育会館法というものの成立の要因というものがあつたわけでしょう。地域において教職員の要望にこたえて研修の問題というものが完全にこなれていないと考へられませんか。

その原因として、教育委員会法当時のいわゆる任命権者の組織というものと、いまの組織というものは違つてい

ますね。いまのほうがプラスだと考へられますか。具体的に申しますと、教育委員会法当時の教育長というものはこれは資格者でなければならぬ。いまは資格者でなくてもいいわけですか。

○政府委員(福田繁君) お説のように、確かに資格の上におきまして教育長は以前のような資格は撤廃されましたけれども、まあ実態を見ますと、かなりまだ教育長自身は教育家出身の方が多いようございす。そうではない場合におきましても、教育長の補助職員としては指導主事その他の専門的な職員が相当数教育委員会にはおります。したがって、教育長自身というものが一人で講習、研修をきめるということではなく、てこういう専門的な職員やあるいは現場の教職員の意向というものを十分くみながら実施計画を立てるわけでございすから、必ずしも仰せのように現場の実情をつかんでないというように、私ども一がいにはそれは言えないことだと考へるわけでございす。

○加瀬完君 指導主事が何十人いたって、指導主事をコントロールできないければ意味がない。市町村において指導主事が設置されておるといふところは数少ない。町村なんかにおきましてはほとんどありません。で、研修という問題を考えるならば、現在、教育行政の末端の責任者であります。教

育長の見識というものを私は問題にすべきであると思ふ。あなたは教育関係の出身者が非常に多いと言っているけれども、それじゃ昭和三十年と昭和三十七年と比べて、教職にあつた者、県庁等の職員であつた者、あるいはその他の者といったような分類で、昭和三十年と三十七年に都道府県教育長の経歴がどう変わつておりますか、御存じですか。

○政府委員(福田繁君) ただいまその調査した資料を持っておりますので申し上げかねますけれども、当時よりも多少行政的な職員がふえていることはこれは事実でございす。その傾向はあると思ひますけれども、一般の市町村の教育委員会等におきましては、やはり校長さんを経験したような方がかなりあることは、これは御承知のとおりでございす。

○加瀬完君 かなりありましたのがかなり減つてきているのです。たとえば福島県を例にとれば、学芸部の部長であつた人が教育長であつた。あるいは埼玉県を例にとれば、高等学校の校長であつた者が教育長といったような例が三十年には多かつた。ところが三十七年になつてまいりますと、県の教育事務局長とか、農政部長とか、経済部長とか、知事室長とか、あるいは労働部長とか、こういう人たちが教育長にだいたいなつてい

る。その比率を見ると、昭和三十年には県庁関係あるいは文部省の旧課長等の視学官といったような者を含めて十名、それが昭和三十七年には二十名になつております。この傾向は、少なくとも教育行政というものを一般行政と切り離して考へた教育委員会法制定当時

とは変わって、一般行政と同じように教育行政を考えているという証左である。少しの数じゃないですよ、二倍にふえているのですから。それと、教職にあった者は昭和三十年には十四人でありましたものが三十七年には九人に減っています。いわゆる専門職といつたような者はだんだん少なくなっている。悪いことばでいえば、労働担当に都合のいいようなものだけがここに出てきている。教育担当には不適任です。こういう状態をそのままにしていて、研修責任者である地方の研修そのものについての見識を疑われるような者が教育長になり得るという事態を捨てておいて、教育会館をどんなにつくったところで、これは中央の力で研修をしなければ研修はできないという結果に、逆に憂うべき結果が生じてくる。これ、好ましい傾向だと思いますか。専門職の者がだんだん減ってきて、専門職でない者の教育長がふえてくるという現実を好ましい傾向とお考えになりますか、これは大臣に伺います。

○国務大臣(難波弘吉君) 教育長の取り扱ってあります事務の範囲が広いので、それらのすべての事務について適材しておる人を地方において任命いたしておるわけでございます。私はその人が専門職であるかどうかということに必ずしも拘泥する必要はないと思えます。

○加瀬完君 これはまた逆戻りに質問がなりそうありますので、時間がありませんからきょうはやめておきますが、教育というものは独立しているものです。具体的に言うなら、教室で何人かの子供を教えている教師は、教師の独立した人格だけが教育の主体です。校長でもございませぬければ、教育長でもございませぬ。そうして教育行政にしたところで、これはやがて二、三年たてば他の行政職に移る、その事務局長から労働部長に移るとか、労働部長から経済部長に移るといったのと同じように、二、三年の腰かけ仕事で、一体、県の教育長なりというものをやられておいて教育が振興をいたしますか。ですから専門職でなければならぬという条件が教育委員会の法にはきびしくついておりました。特別の講習をして、教育長の資格というものを特別の講習によって与えた。教育に対する見識があるかないかというところは、これは没交渉です。横すべりにいけばいいわけです。悪いですけれどもね。ぼくも千葉県でやつてよく知っていますけれども、県庁に残しておいて、総務部長にしたいとか、副知事にしたいという者を、わざわざ教育も勉強しなければいけぬから、お前さん教育長に行つて来いとは言いませんよ。そういう者の中にはあるかもしれないけれども、ほとんどまあ二流の人物が教育長といったような外のほうに追われる形になりがちです。そういう人たちが研修の責任者であるというところに私は地方の研修そのものがぶるっておらない問題がある。ですから、これは命令を受けるという慣習がついているから、文部省から何か言つてこないか、上のほうから何か言つてこないかという、地域の実態を見て、地域のこの教育の問題は何だという把握の教え方をしませぬよ。上ではございませぬけれども、上のほうと考えている文部省から何か来れば、それを忠実にやろうということしか考えませぬよ。これでは教育委員会法だけではございませぬよ。地方教育行政の組織及び運営に関する法律のワクの中から考えたって適任だとは言えませぬよ。この問題は、あとの質問もございしますので、私はこの傾向に対して、文部省があまり問題にしておらないようでございますから、私のほうで問題点をもう少し具体的にあとで申し上げたいと思います。

大体、教育会館法に対する質疑の時間はきたようでございますので……

○委員長(中野文門君) 本法案に対する本日の質疑は、この程度にいたします。

○委員長(中野文門君) 教育、文化及び學術に関する調査中、千葉大学の留学生に関する件を議題といたします。質疑の申し出がございしますので、これを許します。加瀬君。

○加瀬完君 いま千葉大学の留学生部で一部が授業放棄をいたしておりますが、内容を御存じですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 大体存じております。

○加瀬完君 授業放棄の原因はどのよう把握していますか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 千葉大学の留学生課程に女子の外国人留学生が十三人おりまして、これが寄舎の入寮につきまして、大学側が現在方針をいたしておりますのは、一室に二人入れるという方針を、これは日本人の場合でございしますが、そういう方針をとってまいっておりますが、この十三人に対して、基本的にはやはり日本人

と同じような考え方でいくのが至当だと考えますけれども、しかし、外国人のいろいろ風俗習慣も違いますので、また、特に希望もあるようでございますので、十室だけ提供する、ところが、十三人でございしますので、これらの外国人の女子留学生は個室を要求いたしております。そういたしますと、十三人に対して十室でございますから、三人はみ出るといふことに對して、全部個室に入れると、こういうことが紛争の原因であるように伺っております。

○加瀬完君 この問題で、千葉大学の学長の指導は万全であつたと御認定ですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) ちよつとお尋ねしますが、千葉大学長の何ですかとお考えですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 千葉大学の学長が十五日に全留学生を集められまして、この授業拒否事件につきまして学長の見解を表明され、正常な授業に入るように説得しておられます。で、ただいま申し上げましたように、原則としては一室二人同居と、日本人の留学生がそうでございまして、外国人の留学生に対してはそういうことがやはり原則としては望ましいが、しかし、諸般の事情も考えて特に十室用意をした。それにどうしてもはみ出る学生が寄舎舎に入りたいたいというなら、とりあえずは一室に二人入る方も出てくるわけでございますが、それでもなお個室でなればならないという人について、民間の篤志家をお願いをいたしまして、環境のいい下宿を大学で責任を

持ってお世話すると、こういう態度でございしますので、この学長の考え方は適當であると私考えております。

○加瀬完君 十五日の午後一時から千葉大の谷川学長が留学生を集めて話をしたわけですが、訓辞といひますか。この内容は御存じですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) ただいま申し上げた程度のことを私承知いたしております。

○加瀬完君 こういうことをおっしゃつておるようですね。君たちは日本政府の奨学資金を受けて、日本の教育を日本人と一緒に受けることを許された学生であつて、特別に招かれた客ではない、こつておるようでございますが。――外務省は参りませんか。――文部省といたしまして、これがいま問題の学生に与えることばとして非常に適當だとお考えになりますか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 表現の点では、私直接その場に立ち会つていなかったものですからわかりませぬけれども、大体の考え方としては適當であるかと存じます。

○加瀬完君 特別に招かれた客ではなくても、留学生でございまして、外務省の国際親善という目的で招いた留学生でもあるわけですから、特別の客として待遇をされておるのだという印象を与えるような取り扱いというものが至当じゃないですか。おまえら勉強に來たのだから、特別に招いたわけじゃないのだから、おまえらの下宿まで世話をする必要はないと言ひませぬけれどもね。そういうようにそんなことをされるような、全く法律用語のような表現で、一体この問題の解決にあたつての学長のことばとして、留学生にど

れなかったのはけしからんというよう

なことが発生するわけがない。どうもそんな問題が起こるのは、少し受け入れられる側も、当該国との間の話し合いも大ざっぱ過ぎはしないか。だからそういうトラブルが起こるのではないかと、いう感じがするのですが、万全の策は講じられておるのですか、その点は間違いないですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 先ほど御答弁いたしましたように、募集条件は徹底周知しているように私も聞いております。

○加瀬完君 募集条件を聞いています。じやないです、あなた。女子留学生は日本の家庭にいたほうが良いというけれども、これは日本の事情を調査にきているのではない、日本人のお嬢さんになるために来ているわけでもないんですよ。勉強にきているんですよ。だから、受け入れる側としては、学習のよりよき条件というものを提供するのには当然の義務じやないですか。外務省に伺いますが、あなたたちはどういう老えて、米田委員の御指摘のよう呼び方で相手方の国との話し合いで留学生を呼んでいいのですか。

○政府委員(曾野明君) 国費留学生の場合でございますが、外務省におきましても、毎年、文部省と御相談してきめました人数の留学生を公募いたします。その場合に、先ほど文部省から御説明ありましたように、詳細な待遇条件、全部発表してやっております。

で、選老に当たりましたは、国によつてこれはいろいろ違いますが、大使館で、原則として向こうの関係者と一緒に試験をやります、何人かの候補を選ばせまして、それを東京に報告させまして、その中から適当のものを選

び、国によつては大部分、希望の少ないところはその申し出をしまして、選老を通つた人はそのまま採用になる、中には少し年をえておる人がある、さような場合には困るという場合もございます。ただ、その場合に、いま問題になっております宿舎、こままでの詳しい条件は初めからついておりません。それで月幾らの待遇を与える、あるいはことしからは往復旅費もこちらが持つ、こういうふうなことははっきりなっておりますけれども、宿舎は必ず政府施設の寮に入れるというようなことは何ら条件ではなっております。

○加瀬完君 なっておりますんで済まされる問題ですか。いま女子学生の言分を聞きますと、下宿生活では生活費がかかることも、習慣等が違ふので入浴等がほとんどできないような不便がある。それから経費の関係で、自炊生活をしますと、学習の時間がつぶれるし食生活が不規則になる。また、周囲に同国人がいないので非常にホームシックになる。それから周囲の環境から、外国に来て女一人の生活が何となく不安だ。なお、夜間に外出して酔っぱらいに追つかかれたりというようなこともあって、身の危険を感じることも多い。ですから、何とかして学習できるような条件に置かせてもらいたいというのが言分分のようにございます。

そこで、外務省に伺いますが、おまへたち試験をして日本に受け入れる、奨学金を出して学習させるのだということだけで親善の効果があらわれますか。もし不測の事態が女子学生の一人か二人の間に起こった場合に、一体、

外交上の問題というのは出てきませんか。そういうことも老えて、受け入れらるなら万全の策をもって受け入れる態勢を整えなくてはよろしいということになりますか。この辺がまるで、ブラジル移民はブラジル棄民だという一部の批判がありますけれども、外務省のやり方はどこまで、その目的を達するということにどうも手が届いておらないのじやないかと思うわけですが、これは学習をさせに連れてきておるのですから、相手方の国に対して外務省は交渉したのか、国内の条件では文部省と外務省がお話し合いをしておるのか、どうなつておるのですか。これは宿舎のことまでは心配をする約束はありまじやないか、それらを心配をしないで問題の解決になりますか、親善の効率があらがるということになりますか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 私から宿舎のことについてちよつとお答えいたしますが、募集いたします際に、その条件の中に、大学に宿舎がない場合は民間に大学においてあつせんをするということは募集要項にうたつてござい

○加瀬完君 そういう募集要項がどうだの、そんなことを聞いておるのじやないのだよ。現実問題として、いままで問題が起らなかったのは、千葉の場合は黒須さんという篤志家があつて、その人がアパートをつくつて全部留学生を入れておつたから問題が起らなかった。その人が、今度、経済上の問題でアパートを離しちゃつて、行きどころがなくなつてばらばらのところに下宿したら、これはとても生活に耐えられるものではないという問題が起こ

りなんです。だから、受け入れの条件に下宿の条件がないとか何とかというこじやなくて、これは文部省の問題かどうかわかりませんけれども、外務省にその点で伺つておるのだけれども、受け入れるからには、相手の国々に喜ばれるような受け入れのしかたといふものをしなければだめじやないか。学生はこう言つておりますよ。日本にはわれわれ留学生を受け入れる誠意がない。このままでは好感を持とうとしても持てない。こう言つておる。こ

ういう老え方で本国に帰られたときに、米田委員の御指摘のように、一際、経費をかけて東南アジア等から国際親善の目的で留学生を呼んでおることは全くナンセンスということになるんじゃないですか。もう少し、呼んだら呼んだ目的を達するように、経済の面でも、社会環境の面でも、国が責任を持つべきじやないですか、その誠意というのが一体どれくらいあるかという疑いを持つてんです。

○政府委員(曾野明君) 先生の御指摘なさる点はまことにごもっともでございます。私たちがそういう見地から、国費留学生につきましては、予算面は文部省についておるわけでございますけれども、われわれとしましては、待遇をよくしてもらつたために、昨年度の予算におきまして、新年度の予算におきまして、現実には、金銭面では待遇の改善もかなり成功したわけでございます。たとえば先ほど申し上げましたように、ことしからは往復旅費まで政府で全部持つという予算の獲得に文部省も成功されたわけでございます。ただ、宿舎につきましては、理想を申し上げますと、国費留学生、それ

からそれ以外で私どものほうでお世話しております私費留学生、こういうものを合わせまして全部で二千人か三千人いるわけでございますが、これに該当します宿舎が、それぞれの彼らの希望の大学の所在地において政府の金で確保できれば、これはもう先生のお話の問題点は全部解決するわけなんです。ところが、いままで努力はいたしておりますが、だんだん改善はされておりますが、まだ十分にはできていないような現状でございます。こ

とに女子学生の場合には、男子と同じ所に入られられない、そして女子宿舎のほうから、女子学生何人という今度はやり方をすれば、さしあたりは何かなると思ふのでございますが、しかし、募集しました結果、最近の例を見ますと、予想以上に千葉に行くものが多かつたんじゃないかと思ふのでござい

ます。そこでこういう問題が起つたわけでございますが、これは文部省も同じかと思ふのでござい

ます。が、やはりこれを完全にいたしますためには、先生方の御協力によりまして、宿舎の建設に伴う経費をひとつもつととれるようにしたいというふう

に考へます。たとえば京都でございますが、京都は新年度の……

○加瀬完君 時間がないから答えだけ言つてくれればよい。

○政府委員(曾野明君) 京都だけ申し上げます。京都は、新年度の予算におきまして、約五十室の建物がいま建てております。これは国費、私費両方入れることになると思ひます。京都は男子につきましてはそれで解決する。ただ、女子寮は別になるわけでございます。これはいま京都の民間の方が婦

人寮を建てようという努力をしてくだ
さっております。逐次よくなると思
いますが、まだ不完全であることは十分
認めるわけでございます。

○加瀬完君 逐次よくなるといった
て、外国人を呼ぶという制度をきめて
おいて、住めるところを考えないとい
うのは、先生方とおっしゃる前にあ
なた方自身が、当然、予算要求をし
て、国の政策としてやっていることな
んですから、とれる話です、筋の通
ることなんです。私は努力が不十分
だと思ふのです。これは文部省に伺
いますが、教育会館で外側からたくさん
寄付をもらっているわけです。そんな
ら国際親善のためなんだから、こうい
うようなものも国立教育会館方式で、
政府が一部出して、一部寄付というよ
うな形でも何とか受け入れ態勢とい
うものは早急に考えるべきじゃないで
すか。千葉大学の問題はあとで詳しく伺
いますが、どう入れるかという収容す
る方法も考えないで、ただ呼んでし
まったって、これはかえって反日感情
をつくるだけですよ。日本の外務省な
んか、中国の留学生をたくさん呼んで
失敗しているというこの御反省はな
いのですか。日本にきた連中が一番
反日感情を強くして帰っているん
です。

○国務大臣(藤尾弘吉君) いろいろと
御批判をいただいたわけでありま
す。これは留学生の制度を始めまして今日
までの間、受け入れ態勢につきま
しては、政府といましては、努力はし
てまいりました。必らずしもそれが十分でないということは私
どもも認めざるを得ないと思ふ
漸次、改善してまいりたいと思ふので

あります。今度は千葉の問題もござ
いますし、東京に留学生会館というの
もございます。これを最初つくりまし
たときには、いまお話が出ております
が、民間の御協力もいただいて、会館
をつくったのであります。本年度はさ
らにこれを拡張していく、こういうふ
うなこともいたしているわけでありま
すが、一ぺんに解決するということ
はなかなか困難だと思ひますけれども、
われわれとしましては、できるだけ受
け入れ態勢を整備していくということ
には、続いての努力をやつてまいり
たいと思つてゐるような次第であり
ます。そのようにひとつ御承知を願
ひたいと思ふのであります。

○吉江勝保君 ちよつと関連して。私
も加瀬委員のいま質疑、究明されて
いることに実は同感なんでもござい
まして、留学生の扱いについては、大
学当局も文部省もおなじやうな力を入
れなければならないやうな感じがし
ます。その点につきましては全く同感
であります。なほもつとこの点につ
きましては詳細に私どもが、問題
も質疑をしたいのでありますが、問題
を千葉の問題に戻しまして、ちよつと
私も最近の状況がわからないので
が、今度、女子の留学生を二人を一
室に入れるような扱いになったとい
うので、あそこ留学生課程に入つて
いる留学生を、従来はどういうふう
に扱つておられたのか、建物が最近に
新しくできて、そこに新規に今度入
るような扱いになつてこの問題が起
こつたのか、ちよつとそこがわかり
にくいのですが、現在の女子は十三
名と聞きましたが、これはいつから入

おつて、そしてその前は一体個室に
入つておつたのか、あるいは二人が
一緒に入つておつたのか、今度初めて
そういう扱いをなさつたのか、そうい
う経過ははっきりしないので、少し
この点を詳細に御説明願ひたいと思
ひます。

○政府委員(蒲生芳郎君) 従来は、加
瀬先生もちよつとお話ございました
民間に黒須という方方がございま
して、そこに女子の留学生は入つて
おつたのでございます。今回、千葉大
学に女子の寮ができる、近々できる
ことになりまして、これは日本の女
子寮ができたわけでございまして、
いま申しましたように、そのうち十
室だけは割愛をして、そうして留
学生に与えようという計画でござ
います。先ほども申しましたように、
十三人おりますが個室を要求して
おりますので、こういう問題が生じ
たわけでございます。

○吉江勝保君 従来は民間とい
いますか、そこに入つておつたやう
なお話ですが、実際はやはり女子留
学生は別のところの、大学の施設
の中に入つておつたやうにも聞
くのですが、間違ひはないのですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 女子留
学生は大学の施設には従来入つて
おりません。

○吉江勝保君 どうも少しその点納
得しかねるのですが、従来入つて
おつたのは、女子と男子を別して、
女子の、大学の一部の施設の中に
収容されておつたが、しかし、その
建物は非常に古くて男子の寮に比
べると非常に施設が悪いので、そ
のことについては相當意見が出て

見が出ておつたやに私は聞いてお
るのですが、従来そういう施設に入
れておらないと言われるなら、もう
少しその点についてお尋ねしてみ
たいと思ふので。

○政府委員(蒲生芳郎君) 実は、は
なだ恐縮でございますけれども、私
もまだその施設を、実は従来は施
設も存じておりませんので、自信を
持つていまして、そこでお答えいた
しかねますけれども、係の者から聞
きますと、大学の施設には女子は
入つていなかったとい
うことでございます。

○吉江勝保君 これは調査をされ
ればわかることですから、もうこれ
以上私は追及しませんが、女子の
寮の不満の一つは、あつたこの新
しい寮に男子ばかりを収容されて
女子をお入れになつたことであ
るのではないかと思ふので、こ
れをおつたのではないかと
思ふので、これを今度つ
くつた寮のうちの十
室をさいて女子を入
れられることにな
つたのだらうと思
ふのですが、その
前のときのことを
もう少し調べられ
る必要があるの
じゃないかと思
ふので、十名ある
いは十三名が、
いまの古い寮の
ようなところ
に入つておられ
たときには、個
室に入つてお
つたのか、一
体どういう扱い
をしておつたの
か、この点につ
いては私も非常
に女子の留
学生の扱いが不
十分であつたの
じゃないかと思
ふので、新し
い寮を提供して
収容されること
になつたのだら
うと思ふので、
それはけつこ
うなんです。そ
こで、女子の
留学生に限つて
、何名かでは
ないやうが、二
人を一室に入
れるのか、三
人を一室に入
れるのか、な
ぜ女子留
学生だけを
そういう

ように扱われるのか。あつたに入
つておる男子の連中は、これはい
わゆる既得権といふやうなもので
寮を動かすことができないか
つたのかもしらぬですが、留
学生全体について考えたとき
に、しつと部屋に二人を入
れて一緒に共学さす方がよい
という考えのもとに、文部省
なり大学は、女子のほうを
二人を一室に入れたほうが
いい、男子はみな一人一人の
個室を持たせておいたほう
がいい、こういうふうな考
え方ではないかと思ふので、そ
の点を少しお聞きしてみ
たいと思ふので。

○政府委員(蒲生芳郎君) 千葉大
学に限つて申し上げますと、外
国の留学生のための寮ができた
のは昭和三十一年でございま
して、それから年々これを増設
してまいつております。ただ、
いまの女子学生の問題でござ
いますけれども、まあ圧倒的に
男子が多いものでございま
す。男子の寮に重点を置いて
施設を拡充してきたことと思
ひますが、同時に、少数であ
つても女子の寮も必要である
といふことで予算の要求も
しておりますけれども、申し上
げますように、どうしても男子
のほうの数が多いため、その
ほか、そのほかが順位の先
になり、して女子の外国人寮
が今日までできなかったとい
う経緯であるかと存じます
。したがって、今後の留学生
の受け入れ態勢といふことも
十分考えなくならぬと思
ひます。大学側でもまたさ
ういう希望を強く持つてお
られるやうに、今後できる
だけ女子の寮の増設も考
へてまいりたい。こういう
ふうに考へて

おります。

○吉江勝保君 長くなって失敬ですが、もうちょっと。この問題についてはいろいろな問題が起こっているのです。大学だけにまかしておかずに、もう少し文部省も内情をよくお調べにならぬと、ここに来て答弁されておいても、実は内情を知っている者から言いますと、実にもの足りないような御答弁なんです。いままで男子が数が多いから男子だけ入れておいたのじゃないかと、こうおっしゃいますが、この扱い方についても、留学生の間に男女との差別をするというので相当問題が起こっていったのです。こういうような差別をして扱っており、今度また女子の中の一部の人が差別をされる、しかも、留学生は各国から来ておられる、その差別をされた国の留学生にとってみますと、自分の個人の問題のみならず、これはやはり国から選ばれて来ている留学生ですから、日本の女子の学生は何名入るのかわかりませんが、こういう日本の女子と同じような考え方でその留学生を扱っている、千葉大学の扱う担当者もものを考えておられるというところにも、少し留学生を扱うには不十分ではないかという感じが私にはいたすのであります。かつて私が聞いたときにも、留学生が悩んで、父母が遠いので、父になり母になるのは学長であり、あるいは担当の教授でありますので、そういう先生のところへ相談に行っておるのです。が、そういうときに、やはり留学生が行きますときに、あるいは夜になって相談に行っておるときもあるのです。が、そういう夜、留学生が心配のあまり相談に行きましたときにも、大学の

扱われる先生が、夜訪問するんじゃない、来るなら昼来いというふうな扱いをされて、ほんとうに故国を離れて来ている留学生にとってみますと、うと、さびしい感じを持ったというのを聞いています。これは私はもう少し留学生に対する特別な、やはり千葉大学は大学ですから、留学生の扱いはきびしくやられることは私もけっこうだと思いますが、もう少し特別な配慮と愛情を持って扱う大学であってほしいというのを私は強く感じているのであります。この機会に私の所見だけを申し上げまして、あらためてまた留学生問題については御質問いたしたいと思ひます。

○加瀬完君 いま吉江委員の御指摘のとおりです。私はさき学長の問題を出しましたが、学長が非常に當を得ていないとは思われない、あたりまえだと思ふ。しかし、あたりまえであつては困るのです。言語、風俗が違い、習慣が違う外国人ですから、よほどの愛情というものを持って、皆さん御存じでありますようにけれども、魯迅の書物の中に「藤野先生」というのがございまして、やはり留学生を扱うには、藤野先生ほどのあたたかみがあれば留学生は慕って来ません。その国に対して感謝の念は起こらないだろう、そういう点で、個人でなくて組み立て、組織というものをやはり文部省では考えていただかなければならないんじゃないかと思ふのです。しかしながら、学校だけの問題ではございせんので、次に移りますが、留学生のこの受け入れ態勢でございまして、今度の女子の問題で、留学生協議会に千葉大側から、女子学生が多数入学されると施設等

の關係で困るから、たくさんよこさないでくれという発言があつたわけなんです。といひますのは、吉江さんのお話のように、男子寮といひますか、建てるといふ計画があつたわけですか。ここにも文部省なり大学側なりの考へていただかなければならぬ問題がある。私は思ふ。というのは、千葉大の学生部は、日本人の女子学生すら全員入れないのだから、女子留学生だけを特別扱いするわけにいかない、こういう見解を持っておいた。しかし、男子のほうでは一人一部屋にみんな入つた、しかしながら、女子のほうは、全然女子の一人一室というものを退けるわけにいかないの、十室、十部屋だけ女子用として残したわけですね、残したというか、設定したわけですね、新しく、ですから、十人以内でないと困るからという意思表示が、千葉大側から留学生協議会に述べられてゐる。ところが、実際はいろいろの關係で、あなただのところで引き取つてくれと十三名来た、だから、三名の問題が新しく起つたといふことなんですね。一体この留学生協議会で、千葉大側から述べられた、十名をこせば問題が起るといふ意思表示があつたのに、どうして十三名を配置したのか。しかも、受け入れられる態勢というものは国のほうでは一つも考へておられない。黒須さんというのがあるけれども問題がなかつた。黒須さんといひのいなくないれば当然問題は起るわけだ。しかしながら、それに対する女子寮といふものがさつぱり考へられておらない。それは学生のほうにも、学長の言うように、かつてなところがあるかもしれない。しかし、かつてなところがある

るうがなかるうが、外国の学生を受け入れる側としては、これは一応宿舎ぐらひは準備するのが当然ではございせんか。留学生協議会にお出になつた文部省の方はどなたですか。千葉大の申し入れといふのは、そういうのがあつたはずだけれども、これをどうお考へになつておつたのか、當時は。

○政府委員(蒲生芳郎君) いまの協議会に文部省から出席しました者は、調査局長及び国際文化課長でございまして、私が聞いておりますところでは、国別割り当てをいたしました。そして、いま先生おっしゃいますように、なるべくそういう宿舎等の關係から、現段階においては女子学生は少ないとりたいといふお話があつたことは事実のやうでございますが、ただ、国別割り当てをいたしました。そして先ほども申しましたやうな手続を経て、推薦順位をつけて向こうからまいりますと、それを順位を変えて男子をとるといふことは、向こうの国に対して非礼でございまして、したがって、まあそういう關係もあつて、やむを得ず十三名引き受けたといふやうな事情であつたように聞いております。

○加瀬完君 それは十三名とらうが二十名とらうがよいのですよ。だけれども、受け入れ側としては、十名以上では、宿舎の問題等で問題が起るから困りますから御配慮願ひますという申し出があつたのかかわらず、十三名を配置をしたわけですね。十三名配置するからには、三名の宿舎で問題が起らないやうな配慮といふものが当然行なわれなければならぬでしょう。これは学校の責任とばかりは言えないと思ふ、私は。この点です。

○政府委員(蒲生芳郎君) その点につきましては、大学側におきましても、環境のいい民家を責任を持ってあつせん、まあこういうことでございまして、うことも想像していなかつたわけでございます。

○吉江勝保君 ちよつと関連でございしますが、この問題はいま千葉大学で起つておりますが、やはり全国の留学生の問題をあわせて考えなくちゃならぬかと思ふので、これは。いま留学生が――まあ千葉の留学生課程における留学生もそうですが、今度いよいよ各大学に入学した留学生が、東京、京都から、あるいは東北、名古屋、関西、各地におられますが、この留学生が、いま話を聞きますと、京都にはある程度の施設はありますが、こういふお話なんです、大学も相当、十幾つの大学に留学生が入つておられます、その各地の留学生が一体どういふところに宿舎を持っておるか、寮に入つておるか。つまり、全国における留学生はいまどういふやうな状態におるかといふことも一応説明をしていただいて、千葉の大学の問題を片づけるというか、解決されるときにも、あわせて、留学生全体の宿舎の問題はどうなつておるかといふことも説明していただくと非常に参考なるかと思ひます。これはいま京都だけおっしゃいましたが、そのほかの地域における留学生は一体どこに入つておるか、そういう点をひとつお話しただいたらいと思ひます。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記とめて。

【速記中止】

○加瀬完君 大臣に一点伺いますが、県などにも協力を願ひまして、この留

○委員長（中野文門君） 本件について
の今日の質疑はこれをもって終了いた

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

この請願の趣旨は 第三一九号と同じである。

幼稚園教員確保に関する請願
請願者 徳島県麻植郡鴨島町徳

日受理

私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 北九州市小倉区上富野

寿和の福岡県私立幼

稚園PTA連合会内

石橋忠次

紹介議員 北畠 教真君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二四三三号 昭和三十九年五月六日受理

私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 名古屋市中区御幸本町

通り一ノ愛知県私立

幼稚園PTA連合協議

会内 橋本繁蔵

紹介議員 大谷 齋雄君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二四九四号 昭和三十九年五月七日受理

私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負担解消に関する請願

請願者 徳島県麻植郡鴨島町徳

島県私立幼稚園協会内

筒井磯枝

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二四七三三号 昭和三十九年五月六日受理

養護教諭を心置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 石川県七尾市報国町

坂下敏子外四百八十名

紹介議員 林屋亀次郎君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

五月十八日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、学校給食法の一部を改正する法律案（衆）

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法の一部を改正する法律

学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 国及び都道府県は、おそくとも昭和四十四年度までには、すべての義務教育諸学校の設置者が当該義務教育諸学校において牛乳の学校給食を受ける児童又は生徒の学校給食法第二十二條第一項に規定する保護者の負担としないで牛乳の学校給食を実施することができ

ることを目途として、逐次計画的に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。